

総合評価方式の改正概要について（案）

令和3年2月 福島県入札監理課

1 総合評価方式の適用拡大について

地域に貢献している地元建設企業の健全経営や工事の品質確保等に寄与するため、特別簡易型、復旧型について、全部局に適用することとします。

- 4月1日以降に総合評価委員会議で承認を受けた工事から対象になります。

			改正後（令和3年4月以降）	現行（令和3年3月まで）
【農林水産部・土木部】			【その他の部局】	【その他の部局】
通常工事 (復興工事・災害復旧工事以外)	復興工事 (津波被災地)	災害復旧工事	◆予定価格が 3千万円以上の発注案件は、 総合評価方式で実施	◆予定価格が 1億円以上の発注案件は、 総合評価方式で実施
一般競争入札 (23億円以上/WTO案件)				
2.3億円	条件付一般競争入札 (250万円超~23億円未満)		◆予定価格が 3千万円以上の発注案件は、 総合評価方式で実施	◆予定価格が 1億円以上の発注案件は、 総合評価方式で実施
	【標準型】			
5億円	【簡易型】	【復興型】	◆予定価格が 3千万円以上の発注案件は、 総合評価方式で実施	◆予定価格が 1億円以上の発注案件は、 総合評価方式で実施
1億円		【復旧型】		
	【特別簡易型】	※左記（通常工事） と同じ	1億円	適用
3千万円	【地域密着型】	※左記（通常工事） と同じ	3千万円	
	指名競争	価格競争	価格競争	
250万円	随意契約 (250万円以下)			

2 評価項目の見直しについて 【工事関係】

(1) 工事成績の見直し ※全類型共通

建築工事等発注件数の少ない工事において、過去の実績が失われることにより受注者の偏りが懸念されるため、評価対象期間を見直します。

また、標準型及び簡易型の工事成績の配点において、75点以上80点未満も評価し細分化することにより、的確に企業の工事成績を評価します。

	改正後（令和3年4月以降）		現行（令和3年3月まで）	
	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型
企業の技術力	県発注の同種・類似工事（ <u>過去5年以内</u> ）の工事成績評定	県発注の同一発注種別工事（ <u>過去5年以内</u> ）の直近の工事成績評定	県発注の同種・類似工事（過去4年以内）の工事成績評定	県発注の同一発注種別工事（過去2年度以内）の直近の工事成績評定
80点以上	1.0点	1.5点	1.0点	1.5点
75点以上 80点未満	<u>0.5点</u>	1.0点	—	1.0点
配置予定技術者の技術力	県発注の同種・類似工事（ <u>過去5年以内</u> ）の工事成績評定		県発注の同種・類似工事（過去4年以内）の工事成績評定	
80点以上	1.0点	0.5点	1.0点	0.5点

- 令和3年4月1日以降の竣工検査を行う工事から、「被災者雇用による加点（最大5点）」及び「工事受注に対する加点（5点）」の上乗せが終了するため、110点満点から100点満点に変更となります。
- 工事成績は被災者雇用による加点と工事受注に対する加点を引いた状態の点数で評価することになります。
- 落札候補者は「工事成績通知書（項目別評定点を含む）」を提出する。発注者が内容確認を行い判断します。（事後確認）
- 「工事成績通知書（項目別評定点を含む）」の提出を必須とします。提出できない場合は評価できません。

(2)「週休2日確保工事」及び「建設キャリアアップシステム」の配点等の見直し

※全類型共通

建設業界の働き方改革推進や技能者の適切な評価や処遇改善、現場管理の効率化を推進する観点から、積極的に環境改善を図り、導入を促進するため全類型で評価対象とします。

企業の技術力	改正後（令和3年4月以降）			現行（令和3年3月まで）		
	標準型 簡易型	特別 簡易型	地域 密着型	標準型 簡易型	特別 簡易型	地域 密着型
・週休2日確保工事	0.25点	<u>0.25点</u>	<u>0.25点</u>	0.25点	-	-
・ICT活用工事	0.25点	-	-	0.25点	-	-
・建設キャリアアップシステム	0.25点	0.25点	<u>0.25点</u>	0.25点	0.25点	-
・ふくしまME資格保有	0.25点	-	-	0.25点	-	-

(3)「新卒・離職者の雇用実績」の評価基準の見直し ※全類型共通

従業員の年齢制限を地域雇用の維持・確保を評価するため、下記のとおり見直します。

	改正後（令和3年4月以降）	現行（令和3年3月まで）
新卒・離職者の 雇用実績	－削除－ （評価対象が正規雇用職員であること に変更なし）	従業員とは雇用された時点で65歳未満 の正規雇用職員

3 担い手確保に係る評価項目について 【工事、測量等委託業務関係】

(1) 「若手・女性技術者の配置」の評価項目の追加 ※全類型共通

担い手確保及び若手・女性技術者育成の観点から、企業の地域社会に対する貢献度に
若手・女性技術者の評価項目を追加します。

<工事>

	改正後（令和3年4月以降）		現行（令和3年3月まで）	
	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型
企業の地域社会に対する貢献度				
}				
新分野進出	0.5点	—	0.5点	—
健康経営優良事業所	0.5点	—	0.5点	—
若手、女性技術者の配置	0.5点	0.5点		
同一市町村内工事实績	2.5点	1.0点	2.5点	1.0点
}				

<委託業務>

	改正後（令和3年4月以降）			現行（令和3年3月まで）		
	標準型	簡易型 提案型	簡易型 技術者型	標準型	簡易型 提案型	簡易型 技術者型
企業の地域社会に対する貢献度						
}						
次世代育成支援(仕事と生活の調和)	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点
健康経営優良事業所	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点
若手、女性技術者の配置	0.5点	0.5点	0.5点			
同一市町村内工事实績	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点
}						

- 40歳未満の男性又は女性技術者を主任技術者等へ配置する場合に評価します。
- 40歳未満の男性又は女性技術者の対象は、基準日の時点で40歳未満であれば加点対象となります。基準日は開札日とします。

3 適用年月日【総合評価方式】

令和3年4月1日以降に入札公告する案件から適用します。